# 令和７年度ＢＣＰ普及促進事業
# 企画提案募集要項

この要項は、ＢＣＰ普及促進事業の業務委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

## １　業務の目的

本事業は、県内中小企業者等に対し、県内各商工会議所・商工会と連携したＢＣＰ個別策定支援へＢＣＰ専門家を派遣し、企業のＢＣＰ策定を促すことを目的とする。

## ２　業務概要

(1)　業 務 名　ＢＣＰ普及促進事業
(2)　事業主体　静岡県
(3)　契 約 者　静岡県知事
(4)　採用方式　公募での企画提案方式
(5)　事業内容　別添「ＢＣＰ普及促進事業企画提案仕様書」のとおり
(6)　契約期間　契約締結日～令和８年３月20日（金）まで
(7)　契約価格の限度額　3,100千円（税込）
※消費税及び地方消費税は10％で計算すること

## ３　応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
(3) 直近１年間において県税の滞納がないこと。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(5) 次のアからキに該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## ４　応募手続き

⑴企画提案募集要領の配布

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

| | |
|---|---|
| 交付期間 | 令和７年５月23日（金）から令和７年６月３日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時まで |
| 交付場所 | ・静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（県庁東館７階）<br>・県ホームページ上 |
| 交付資料 | ・ＢＣＰ普及促進事業企画提案募集要項<br>・ＢＣＰ普及促進事業企画提案仕様書 |

⑵応募書類の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

| | |
|---|---|
| 提出期限 | 令和７年６月４日（水）午後５時まで（必着） |
| 提出方法 | 持参又は郵送 |
| 提　出　先 | 静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課 商工振興班（県庁東館７階） |
| 提出書類 | ①ＢＣＰ普及促進事業企画提案応募申込書（様式１）<br>②企画提案書（様式２）<br>③経費積算書（様式３）<br>④企画提案応募に係る誓約書（様式４）<br>⑤その他企画提案を説明するのに必要な書類<br>⑥法人概要（パンフレット等）<br>⑦直近２期分の決算書 |
| 提出部数 | ７部（うち６部は写し可） |
| 提案件数 | １社（団体）につき１件 |
| 留意事項 | ①手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。<br>②企画提案に係る一切の経費は応募者の負担とする。<br>③応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。<br>④企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。<br>⑤提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）。 |

## ５　選定方法

⑴選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「ＢＣＰ普及促進事業企画提案選定委員会」において、⑶の評価基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

⑵ 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については別途連絡する。

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和７年６月10日（火） |
| 場　　所 | 静岡県庁内会議室（静岡市葵区追手町９－６） |
| そ の 他 | ・具体的な日時及び１提案当たりの説明時間は別途連絡する。<br>・補足資料がある場合は７部用意すること。<br>・プロジェクターを使用することも可能である。 |

⑶ 評価基準

| | 項目 | 審査基準 |
|---|---|---|
| １ | 事業の実効性 | ・仕様の通りに事業を実施できるか。<br>・事業成果は期待できるか。 |
| ２ | 事業の実行力 | ・事業を実施するに当たり十分な体制を確保しているか。<br>・事業を実施するに当たり十分な経営基盤及び実績を有するか。<br>・事業規模及び実施スケジュールは妥当か。<br>・周知の方法は工夫されているか。<br>・県内中小企業者に対するＢＣＰの個別策定支援の実績があるか。<br>・「静岡県ＢＣＰモデルプラン」を活用したＢＣＰ策定支援の実績があるか。 |
| ３ | 提案内容の優良性 | ・支援実施回数、事業者数は適切か。<br>・実施地域は適切か。<br>・各商工会議所及び商工会と連携して事業を実施できるか。<br>・事業者ごとの実情に即した支援が可能か。 |
| ４ | 経費見積りの妥当性及び費用対効果 | ・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。<br>・事業費の積算は適切か。 |

## ６　事前審査

企画提案希望者が多数（５者以上）となった場合には、提出された企画提案書に基づいて事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（４者）を選定する。

その場合、事前審査の結果は、令和７年６月６日（金）正午までに電子メールにて通知する。

## ７　受託者の選定及び選定結果の発表

⑴ 審査の結果、契約価格の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

⑵ 選定結果は次のとおり発表する。

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 令和７年６月中旬 |
| 方　　法 | すべての応募者に文書により通知する。 |
| そ の 他 | 委託予定事業者については、事業者名、代表者名、住所等を県のホームページにおいて公表する。 |

## ８　契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、委託予定事業者と静岡県商工振興課の間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。ただし、双方で調整の上、契約内容を修正・変更する場合がある。その後、見積りを徴し随意契約を行う。

## ９　質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式５）の提出により行うものとする。

⑴提出先等

ア 提出期限等　令和７年５月30日（金）正午

イ 提　出　先　静岡県経済産業部商工業局商工振興課

ウ 提出方法　電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと）

⑵回答

静岡県商工振興課ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 10　応募書類提出先 及び 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町９－６

電話：054-221-2512

（土・日を除く、午前８時30分から午後５時まで）

電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp